

お客様 各位

ぐんまみらい信用組合

未利用口座管理手数料の新設に伴う普通預金規定等の改正について

当組合では、長期間利用されていない普通預金口座等が不正利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年6月1日（火）以降に新規開設される普通預金（決済用普通預金・総合口座を含む）および貯蓄預金口座に導入させていただきます。

また、未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定等も改正いたしますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 未利用口座管理手数料の概要

対象となる口座	令和3年6月1日以降に新規開設された普通預金（決済用普通預金・総合口座を含む）および貯蓄預金口座
未利用口座となる条件	<ul style="list-style-type: none"> ●最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れ(当該口座の利息組入れを除く)、払戻し(未利用口座管理手数料の払戻しを除く)がない口座は未利用口座として、当組合が定める未利用口座管理手数料を支払ってください。 ●ただし、次のいずれかに該当する場合は未利用口座の対象外とします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合 2. 同一店舗にて借入残高が1円以上の場合(カードローンは除く) 3. 同一店舗にて預り資産(定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等)が1円以上ある場合 4. カードローン返済口座
手数料	年額1,320円（税込）
手数料の引落	<ul style="list-style-type: none"> ●未利用口座となった場合、届出住所へ通知を発送します。 ●通知発送後、一定期間(約3ヶ月)経過しても利用がない場合には、該当の未利用口座から払戻請求書等によらず本手数料を払戻しさせていただきます。
口座解約	●該当の未利用口座が残高不足により本手数料の払戻しができなかった場合には、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として充当のうえ、当該口座を解約いたします。

2. 普通預金規定等の改正内容

普通預金（決済用普通預金・総合口座を含む）および貯蓄預金口座の各種規定に「未利用口座管理手数料」条項を新設

(未利用口座管理手数料)

- (1) 2021年6月1日以降に開設したこの預金口座において、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れ(当該口座の利息組入れを除く)、払戻し(未利用口座管理手数料の払戻しを除く)がない口座を未利用口座として、当組合が定める未利用口座管理手数料を支払ってください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、未利用口座の対象外とします。
 - ① 当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合
 - ② 同一店舗にて借入残高が1円以上の場合(カードローンは除く)
 - ③ 同一店舗にて預り資産(定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等)が1円以上ある場合
 - ④ カードローン返済口座
- (3) この預金が未利用口座となった場合には、届出のあった氏名、住所あてに事前に通知します。
なお、この通知発送後、一定期間(約3ヶ月)経過しても利用がない場合には、当組合が定める任意の日に、該当の未利用口座から払戻請求書等によらず本手数料を払戻しできるものとします。
- (4) 該当の未利用口座が残高不足により本手数料の払戻しができなかった場合には、残高全額を本手数料の一部として充当のうえ、通知することなく当組合において当該口座を解約できるものとします。
- (5) 払戻した未利用口座管理手数料については返却いたしません。

以上